

# 給付限度額・申請書類変更、申請方法追加のお知らせ

## I 給付限度額の変更

**令和8年4月1日決定分**から、下記の通り土浦市ストマ用装具等給付事業の1か月あたりの給付限度額が変更となります。変更後の給付限度額の適用は、令和8年4月1日以降の決定からとなります。

	旧・給付限度額 (～令和8年3月31日決定分)	新・給付限度額 (令和8年4月1日以降決定分)
蓄便袋	8,600円	9,200円
蓄尿袋	11,300円	12,000円

※課税世帯の自己負担割は変更ありません。

※紙おむつの給付限度額は変更ありません。(給付限度額: 12,000円)

## 2 申請方法の追加

**令和8年度申請 (令和8年3月9日以降)**より、Webからの申請が可能となります。

土浦市ストマ用装具等給付事業の申請方法は、下記のとおりです。

※申請受付日は、書類が市に到着した開庁日となります。(土日祝日除く)

① Webの場合 (随時更新中)	 [二次元バーコード]	申請方法の詳細は、左記の二次元バーコード【土浦市HP】でご確認ください。 (Webで申請された場合、書類の提出は不要です。)
② 郵送の場合  窓口の場合	〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号 土浦市障害福祉課 (1階4~6番窓口)	郵送の場合は、ご自身で封筒をご準備ください。
③ FAXの場合	029-826-7118	

## 3 申請書類の変更

**令和8年度申請**から、ストマ装具等申請書・注文書の様式が変更となります。ストマ用装具・紙おむつの申請書、注文書の様式を統一しました。

古い様式でも継続してお使いいただけますが、順次、新しい様式への変更をお願いいたします。古い様式をお持ちの方には、新しい様式の書類をお渡しいたしますので、窓口にてお申し付けください。また、新しい様式は、土浦市ホームページからダウンロードすることも可能です。